

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 4 月 14 日 (火) 第 97 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示	
○簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報	(学事法制課取扱い) 1
公 告	
○令和 2 年度製菓衛生師試験公告	(生活衛生課取扱い) 1

告 示

鹿児島県告示第463号

鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条第1項の規定により、簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報を次のとおり定めた。

令和 2 年 4 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

開示申出をすることができる個人情報の内容		開示申出をすることができる期間	開示申出をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
製菓衛生師試験	総得点及び科目別得点	合格発表の日から起算して1月間	くらし保健福祉部生活衛生課

公 告

令和 2 年度製菓衛生師試験公告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、令和 2 年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和 2 年 4 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 試験の日時
令和 2 年 6 月 10 日 (水) 午後 2 時から午後 4 時まで
- 試験の場所
鹿児島県庁講堂（鹿児島市鴨池新町10番1号）
- 試験方法及び試験科目
試験は、次に掲げる科目について、筆記試験の方法により行う。ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による1級又は2級の菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。
 - 衛生法規
 - 公衆衛生学
 - 食品学
 - 食品衛生学
 - 栄養学
 - 製菓理論及び実技
- 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
 - (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
 - (3) 昭和41年12月26日において現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの
- 5 試験手数料
9,700円
- 6 受験手続
- (1) 提出書類等
 - ア 受験願書
 - イ 4の(1)に該当する者にあつては、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業（修了）証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業（修了）証書の写し
 - ウ 4の(2)に該当する者にあつては、最終学校の卒業（修了）証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業（修了）証書の写し及び菓子製造業務従事証明書
 - エ 4の(3)に該当する者にあつては、菓子製造業務従事証明書
 - オ 試験科目の免除を願い出る者にあつては、提出書類等の提出先で原本照合を受けた菓子製造に係る1級又は2級の技能検定合格証書の写し
 - カ 現在の氏名と提出書類に記載された氏名が異なる者にあつては、戸籍抄本（出願前6月以内に交付されたもの）
 - キ 写真（出願前6月以内に撮影した無帽、正面上三分身の縦7センチメートル、横5センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
 - (2) 提出書類等の提出先
受験希望者の住所地を管轄する県の各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577））に提出すること。
なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「製菓衛生師試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。
 - (3) 試験手数料の納付方法
受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。
なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。
- 7 提出書類等の受付期間
令和2年4月17日（金）から同年5月13日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、送付の方法により提出する場合は、令和2年5月13日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受験願書等の用紙の交付
受験願書及び菓子製造業務従事証明書の用紙は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付する。
なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 受験票の交付等
受験資格があると認めた者に対して郵送により受験票を交付するので、試験当日持参すること。
- 10 合格者の発表
合格者に対し、合格証書を郵送して行う。
また、合格者の受験番号を鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示する。

11 その他

- (1) 試験に関する照会は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（電話099－286－2788）又は県の各保健所に対して行うこと。
- (2) 試験に関して不正の行為を発見したときは、その者について試験を停止し、又はその者の試験を無効とする。
- (3) 受験者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（総得点及び科目別得点）を開示する。
なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課とする。